

静岡県犯罪等に強いまちづくり条例の一部改正（案）の概要

1 条例等の案の題名

静岡県犯罪等に強いまちづくり条例の一部改正（案）

2 改正の趣旨

犯罪被害者に対する支援制度として、国の犯罪被害者等給付金等の給付制度が整備されているが、この給付金は申請から支給開始まで少なくとも6月以上かかり、犯罪被害直後に支援を受けられる制度はない。

令和5年に策定した「第3次静岡県犯罪等に強いまちづくり基本計画」の「犯罪者等への相談・支援体制の強化」に基づき、犯罪被害者等の犯罪被害直後の予期しない精神的又は身体的負担の軽減と、国の犯罪被害者等給付金等では対応できない即応的な支援をするため、犯罪被害者支援制度の見直しを行うこととした。

3 条例等の案の内容（改正の内容）

- （1）犯罪被害者等に対して、犯罪被害直後の負担軽減のための犯罪被害者等見舞金支給に係る条文を追加する。
- （2）その他所要の改正を行う。

4 条例等を施行する時期（予定）

令和6年4月1日